

宮崎市 Instagram 運用規定（ガイドライン）

この運用規定は、宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、Instagram を使って情報発信する際に適用する。

1. 目的

宮崎市は、Instagram を市政情報の発信ツールとして利活用し、市民に有用な市政情報を提供することを目的とする。

2. 運用管理者・運用責任者・運用者

投稿に係る運用管理者は秘書課長、運用責任者は広報広聴室長、運用者は広報広聴室員がそれぞれ担当する。なお、運用管理者は次の業務を行う。

- (1) アカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
- (2) 投稿する情報の内容に関する指導・助言に関すること
- (3) 不適切な投稿の削除に関すること
- (4) その他、Instagram の運用に関すること

3. 投稿内容

市政情報やイベント情報、災害情報等を投稿する。

4. 投稿頻度

原則として毎月3回程度を上限に、市民の関心度が高いと思われる内容を厳選し、投稿する。なお、災害時等緊急を要する場合は、この限りではない。

5. 投稿時間

原則として開庁時間内（平日8時30分～17時15分）に投稿することとするが、この時間帯以外にも必要に応じて投稿することができる。

6. 投稿等への回答

当アカウントへいただいた投稿に対して、システム上個別の回答はできない。

7. 禁止事項

当アカウントを利用する際、以下のような内容の投稿は行わない。ユーザーによる投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部または一部を削除することがある。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷するもの
- (2) 宮崎市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの宮崎市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 法律、法令等に違反しているもの、または違反する恐れがあるもの
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わるもの

- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) Instagram 利用規約に反するもの
- (11) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、宮崎市が不適当と判断したもの

8 知的財産権

当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、宮崎市あるいは宮崎市以外の原作者等に帰属する。

当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

9 免責事項

- (1) 宮崎市は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 宮崎市は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 宮崎市は、ユーザーにより投稿されたコンテンツについて一切の責任を負わない。
- (4) 宮崎市は、ユーザー間、もしくはユーザーと第三者間のトラブルによってユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 宮崎市は、上記（1）～（4）の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (6) 宮崎市は、当運用方針を予告なく変更する場合がある。

10 個人情報

当アカウントでの個人情報の収集・利用・管理について、宮崎市個人情報保護条例に基づき、次のとおり適切に取り扱うとともに、利用者が安心して利用できるページづくりに努める。

- (1) 個人情報とは、当アカウントを通じて宮崎市が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。
- (2) 当アカウントを通じて宮崎市が個人情報を収集する際は、ユーザーの意思による情報の提供を原則とする。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示する。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- (3) 提供いただいた個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用する。
個人情報は、本人の同意がある場合など宮崎市個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはない。
- (4) 収集した個人情報については、宮崎市が嚴重に管理し、改ざん、漏えい、滅失及びき損等の防止に適切な対策を講じる。利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去する。